国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程の一部改正

現行	改正	改正理由
(業務の執行状況の確認) 第９条の２　選考会議は、学長の業務執行の状況について、定期的に確認を行うものとする。 （新設）	(業務の執行状況の確認及び業績評価の実施) 第９条の２　選考会議は、学長の業務執行の状況について、定期的に確認を行うものとする。 ２　選考会議は、学長の業績評価を定期的に行うものとする。	学長選考会議の任務に学長の業績評価の実施を追加することに伴う改正。

附　則(令和３年６月25日選規程第36号)

この規程は、令和３年６月25日から施行する。